

第12章 水 産 庁

第 1 節 資源管理の推進

1 我が国周辺漁業資源調査等

国連海洋法条約に基づく漁獲可能量の設定及び適切な保存及び合理的・持続的な利用を図るための資源診断・動向予測・最適管理手法の検討を行うのに必要な基礎資料を迅速に整備するため、我が国周辺の漁業資源について、水産研究所を中心に都道府県等の参加を得て、漁場別漁獲量の集計、標本船による魚群分布密度の把握、生物測定等の調査を実施したほか、韓国・中国との漁業交渉に資するため、陸棚の底魚資源全般の資源状況等の把握を目的とした調査を実施した。

また、漁場生産力及びそのメカニズムの把握及びモデル化を検討するための調査を実施した。

2 資源管理型漁業の推進

我が国は、平成8年7月の「国連海洋法条約」締結に際して「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」を制定し、同法に基づく「漁獲可能量制度」を9年1月から運用を開始した。

同制度は、魚種別に1年間の漁獲量の上限を「漁獲可能量」としてあらかじめ定め、国が管理する漁業（指定漁業等の漁業）及び都道府県ごとに割り当て、それぞれの管理主体である国及び都道府県が、漁業者の報告をもとに割当量の範囲内に漁獲量を収めるよう漁業を管理する制度であり、その対象魚種（特定海洋生物資源）として、8年9月にさんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、さば類及びずわいがにの6種類が指定された。

我が国周辺水域における海洋生物資源の適切な保存及び管理を進める上で、漁獲可能量制度の対象魚種を徐々に拡充していく必要があり、9年10月には、すめいかが対象魚種として追加された。

上記のような公的な管理措置に加え、我が国周辺水域の水産資源の維持、増大と漁業経営の安定化を図るためには、漁業者の自主的な取組である「資源管理型漁業」の全国的な推進及び定着化が重要な課題となっ

ている。

このため、10年度においては、「海洋水産資源開発促進法」（昭和46年法律第60号）に基づく資源管理協定制度の運用を通じ、漁業者団体等による水産資源の自主的な管理を促進するとともに、国、都道府県、漁業者団体等の関係機関が一体となり、資源管理の方策や推進体制のあり方等に関する協議、資源管理対象種の資源状況等に関する調査・分析、漁業者の検討結果に基づく自主的な資源管理計画の策定及び実践への支援等を行う「複合的資源管理型漁業促進対策事業」を中心として、支援技術の開発、資源培養管理施設の整備等の施策を講じた。

3 真珠養殖事業

(1) 概 要

10年度の海産あこや真珠の生産量は、前年度40.0%減の773万もんめとなった。また、需要の相当量を占める輸出については、10年は淡水貝真珠を含め数量で前年比6.0%増の1,488万もんめ、金額で1.7%増の4.7億ドルとなった。

(2) 計 画 生 産

生産の長期性と需要の変動制を併せもつ真珠養殖業の安定的発展を図るため、漁場環境及び需要の動向に対応した計画生産を行う必要がある。

このため、農林水産大臣は真珠養殖事業法の規定に基づき、毎年、真珠養殖事業審議会の意見をきいて、翌年度の府県別及び核の大きさ別の真珠貝の施術数量目標を公表することになっている。

10年度は、海産あこや貝真珠については、愛媛県ほか16府県で前年度同の1億6,040万貝、淡水いけちよう貝真珠については、滋賀県及び茨城県で前年度比2.5%増の53.0万貝とそれぞれ公表した。

(3) 輸向け真珠の国営検査

真珠養殖事業法の規定に基づいて、東京及び神戸の両真珠検査所が実施している輸向け真珠の国営検査については、10年度は両真珠検査所で8,489件、522万もんめの検査を実施した。（平成10年12月末現在）

(4) 真珠養殖事業法の廃止

真珠養殖事業法は、真珠産業をめぐる情勢の変化や

規制緩和に対する要請の高まりを考慮して、平成11年1月1日をもって廃止され、併せて輸出向け真珠の国営検査制度も廃止された。

4 溯河性さけ・ます人工ふ化放流事業

(1) 概 要

我が国における重要魚類であるさけ・ますは、主に北日本の諸河川に親魚が遡上し産卵する。河川生活期を終えた幼稚魚は降海して海洋で成長した後に回帰し、主として沿岸の定置網で漁獲され、沿岸漁業の振興に大きく寄与している。また、平成5年に「北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約」が締結され、公海さけ・ます漁業が禁止されたことに伴い、本邦系さけ・ます資源造成の必要性は一層強くなっている。

(2) 北海道におけるさけ・ます人工ふ化放流事業

国営（27か所）、道営（6か所）、民間等（116か所）が協力してさけ・ます人工ふ化放流事業を実施している。

ア さけ・ます資源管理センター（国営）

水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第20条の規定に基づくさけ・ます人工ふ化放流の実施機関として、本所、6支所、27事業所から組織される国営のさけ・ます資源管理センターが設置されている。

さけ・ます資源管理センターにおいては、近年、さけの回帰率の向上や民間における放流技術の向上といった状況や、国連海洋法条約等に基づく溯河性資源の母川国としての責任等に対応するため、来遊数の量的な増大を目的としたふ化放流については、順次民間に移管することとし、さけ・ます資源の適正な管理を推進するための調査研究、技術開発、指導等を実施している。

10年度は、増殖コストの削減を図るため「少ない放流数でも同様の回帰数を維持する」モデル事業、及び品質・価格面で輸入品に対抗できるサクラマス・ベニザケの資源造成技術開発事業を行った。

イ 国営以外

増殖団体が生産した稚魚を北海道が買い上げて放流する事業、サクラマスの幼魚生産技術向上調査に対して助成した。

また、増殖施設の整備及び溯河性さけ・ます類の自然産卵を成長させるための魚道整備事業を継続して実施した。

表1 10年度北海道におけるさけ・ます人工ふ化放流計画

魚 種	捕 獲 数 (千尾)	採 卵 数 (百万粒)	放 流 数 (百万尾)
さ け	1,275	1,200	999
さくらます	13	11	13
からふとます	376	165	131
べにざけ	1	0.7	0.4

(注) さくらますの放流数には、池産に由来する稚魚数を含む。

(3) 本州におけるさけ・ます人工ふ化放流事業

本州地域においては、東北6県、茨城県、新潟県、富山県、石川県の計10県がさけ・ます人工ふ化放流事業を実施している。これらの県では、漁業協同組合、漁業生産組合等が生産した稚魚を県が買い上げて放流しており、この事業に対して助成した。また、さけ・ます放流事業の安定的維持を図り、事業を効果的に実施するために、安定生産促進事業を行うとともに、増殖事業の効果を確認するための回帰資源調査、さくらます幼魚の生産技術向上調査、放流稚魚の移動分布調査、さけ・ます増殖施設の整備、自然産卵を助長させるための魚道の整備を継続実施した。

表2 平成10年度の本州におけるさけ・ます人工ふ化放流計画

魚 種	捕 獲 数 (千尾)	採 卵 数 (百万粒)	放 流 数 (百万尾)
さ け	1,342	1,016	857
さくらます	2	10	5

(注) 放流数には、種卵移植に由来する稚魚数を含む。さくらますの放流数には、池産に由来する稚魚数を含む。

表3 10年度さけ・ます放流関連予算

(単位：千円)

さけ・ます資源管理センター	2,105,591
運営に必要な経費	1,785,955
施 設 費	319,636
補 助 金	1,158,533
放流事業費	510,143
さけ・ます安定生産促進事業費	35,289
さけ・ます増殖振興施設整備事業費	489,909
さけ・ます増殖管理推進事業費	123,192

5 内水面漁業振興対策事業

(1) 内水面活性化総合対策事業費

内水面漁業・養殖業は、淡水性魚介類の供給、種苗放流等を通じての水産資源の保護増殖、釣り等レクリエーションの場の提供、中山間地域等における就業機会の創出、漁業活動を通じての内水面の環境保全等に

寄与しており、国民生活の高度化、余暇の増大に伴う国民の憩いの場としての内水面の利用機会の増加等により、内水面漁業・養殖業の役割は一層重要なものとなっている。

他方、内水面漁業・養殖業を取り巻く環境は、流域の改変、河川流量の減少、水質の悪化を始めとして、高齢化や後継者不足、中山間地域の過疎化が進むなど依然として厳しいものとなっている。

以上のような状況に対処して、本事業は次の3つの事業を実施した。

ア 内水面基幹地域活性化事業費

内水面漁業・養殖業が基幹的な産業の地域における内水面漁業・養殖業の振興とこれらを通じた地域の活性化を図るため、内水面総合振興計画のうちの内水面基幹地域年次別活性化計画に基づき、水産資源の活用に必要な基盤の整備、水産資源・漁業養殖業の環境整備に必要な施設の整備、水産業の近代化に必要な施設の整備及び都市住民との交流に必要な施設の整備等を実施した。

イ 養殖産地活性化事業費

内水面基幹地域活性化事業の対象地域以外の地域で、養殖産地を対象に、単年度ごとに、内水面養殖業の振興と養殖産地の活性化を図るため、水産資源の活用に必要な基盤の整備、水産資源・漁業養殖業の環境整備に必要な施設の整備、水産業の近代化に必要な施設の整備及び都市住民との交流に必要な施設の整備等を実施した。

ウ 内水面関連地域活性化事業費

内水面基幹地域活性化事業の対象地域以外で、中小河川及びこれらに接続する地域等を対象に、単年度ごとに、内水面漁業・養殖業の振興とこれらを通じた地域の活性化を図るため、水産資源の活用に必要な基盤の整備、水産資源・漁業養殖業の環境整備に必要な施設の整備、水産業の近代化に必要な施設の整備及び都市住民との交流に必要な施設の整備等を実施した。

(2) 内水面資源活用推進費

環境問題に対する国民意識の高まりの中で、湖沼・河川の自然生態環境の保全を行いながら地域の活性化を図ることが内水面漁業の振興を図る上で一層重要となってきた。このため、漁業者自らが、地域住民その他内水面利用者に対する内水面の実態や重要性に関する知識啓発普及、利用マナーの指導、具体的な情報提供を行うための湖沼・河川の実態調査等を実施するため、全国内水面漁業協同組合連合会に助成した。

(3) 養殖生産物安全対策事業費のうち内水面分

養殖業者が消費者と連携し健全な養殖実現のための

検討やそのために必要となる専門知識の研修・講習を行い、さらに、一般国民の養殖現場体験や養殖業者自身による健全な養殖の成果をモニタリングを通じて、養殖生産物の安全性を一般国民に啓発するため、全国内水面漁業協同組合連合会に助成した。

(4) 外来淡水魚適正飼育対策事業費

外来淡水魚においては、近年「ワシントン条約」に基づく対象魚種の輸入規制や、「生物多様性条約」による生態系の保全に対する遵守指導が必要になっている。このため、外来魚種の河川等への放流の制限や国内生産の促進、適正な購入及び飼育管理の方法等について、生産・輸入業者等への指導を図るため、社団法人日本水産資源保護協会に助成した。

(5) 内水面漁場高度利用調査費

渓流域生態系管理手法開発事業費及び内水面放流資源等利用向上対策事業費

アユ、マス類等の稚魚を河川等に放流するとダムや堰の取・排水口に迷入することから、その実態調査及び迷入防止技術の開発について、全国内水面漁業協同組合連合会に委託した。

さらに、渓流域における希少あるいは有用なイワナ・ヤマメ等の集団特性、環境特性、生息環境、漁獲等による減耗等の実態を把握し、今後の増殖技術と生態系管理手法の確立、カワウによる食害防止対策を策定するため、県、全国内水面漁業協同組合連合会及び財団法人日本野鳥の会に委託した。

(6) 魚類養殖対策調査費

養魚用飼料有害物質等残留防止緊急対策事業費、養殖場環境改善システム開発事業費（うち内水面分）及び新魚種養殖技術開発事業費（うち内水面分）

養魚用飼料に含まれる有害物質の残留量の指導基準を策定するための基礎試験を、道、県等に委託した。

また、内水面、海面における養殖業について、それぞれの特徴に応じた低コストで効率的な養魚場の環境改善システムを開発するため、全国内水面漁業協同組合連合会等に委託した。

さらに、新魚種の適正飼育技術の開発や、その経済性に係わる問題を解明するための試験を社団法人新魚種開発協会に委託した。

(7) 重要種苗対策調査費

アユ種苗総合対策事業費及びレプトケファレス育成技術開発事業費

アユ種苗における諸問題に取り組むとともに、フィールドにおける生態的影響等の調査手法及び健苗作出手法を開発するために、全国内水面漁業協同組合連合会に委託した。

また、ウナギ人工種苗生産技術を開発するために、初期飼料の検討・開発を行うとともに、仔魚育成技術を開発するため、県、大学、日本養鰻漁業協同組合連合会に委託した。

表 4 10年度内水面関連予算 (単位：千円)

内水面活性化総合対策事業費	858,536
内水面基幹地域活性化事業費	407,921
養殖産地活性化事業費	167,187
内水面関連地域活性化事業費	283,428
内水面資源活用推進費	36,941
養殖生産物安全対策事業費 (うち内水面分)	6,726
養殖経営合理化技術改善事業費 (うち内水面分)	5,465
外来淡水魚適正飼育対策事業費	2,885
内水面漁場高度利用調査費	59,444
渓流域生態系管理手法開発事業費	50,139
内水面放流資源等利用向上対策事業費	9,305
魚類養殖対策調査費	40,313
養殖場環境改善システム開発事業費 (うち内水面分)	21,836
養魚用飼料有害物質等残留防止緊急対策事業費	11,700
新魚種養殖技術開発事業費 (うち内水面分)	6,777
重要種苗対策調査費	52,200
アユ種苗総合対策事業費	16,200
レプトケファレス育成技術開発事業費	36,000

6 水産資源保護対策事業

(1) 保護水面管理事業

水産資源の維持増大を図るため、水産動植物の種の発生及び生育に適している水面を、農林水産大臣が水産資源保護法に基づいて「保護水面」に指定し、管理者である都道府県知事が行う当該水面の管理、増殖施設の設置、密漁の監視及び増殖状況調査等のために要する経費について、北海道ほか23県に対し6,915万6千円の補助を行った。

保護水面の内容は下記のとおりである。

ア 藻場保護水面

まだい、あいなめ、めばる、すずき、くるまえば等の沿岸性の水産動物の産卵場又は育成場となっている藻場保護水面を管理するために要する経費について、大分県ほか12道県に対し補助を行った。

イ 貝類保護水面

あわび、はまぐり、ほたてが、い、ほっきがい等の貝類の種苗の発生、稚貝の育成等に適している保護水面を管理するために要する経費について、茨城県ほか10道県に対し補助を行った。

ウ さけ・ます保護水面

さくらます等さけ・ます類の産卵場・育成場となっている保護水面を管理するために要する経費について、北海道ほか2県に対し補助を行った。

エ あゆ保護水面

あゆの産卵・育成等に適している保護水面を管理するために要する経費について、滋賀県ほか6県に対し補助を行った。

オ わかさぎ保護水面

わかさぎの産卵・育成等に適している保護水面を管理するために要する経費について、長野県ほか1県に対し補助を行った。

カ その他

資源状態の著しく悪化している水産動植物の産卵・育成等に適している水面を保護水面として指定し、その管理のために要する経費について、北海道ほか3県に対し補助を行った。

(2) 資源保護啓蒙研究事業

水産資源の保護培養、維持管理に関する知識の普及、技術の向上を図る目的で設立された社団法人日本水産資源保護協会が行う資源保護啓蒙研究事業に要する経費の一部について補助を行った。

ア 啓蒙普及事業

水産資源の保護培養等に関する正確な知識や技術の普及を図るため、巡回教室 (50回)、コンサルタント等の派遣 (9回)、視聴覚素材の貸出し (215本) を実施した。また、年報 (1回)、月報 (12回) の刊行を引き続き実施した。さらに、遊漁者に対する漁場利用知識普及活動事業等を実施した。

イ 調査研究促進事業

沿岸漁業の科学水準向上による体質改善、振興を図るため、漁村における自主的な研究実践活動に対し、6件の助成を行った。

7 魚 病 対 策

魚類防疫対策を総合的、一元的に推進するため、「魚類防疫センター事業」として、総合推進対策、技術開発研究、魚病技術者の養成及び技術認定、バイオディフェンス機能活用健康づくり技術開発、輸入魚類防疫、海外悪性伝染病防疫強化対策、魚病情報ネットワークシステム実用化技術開発事業等の事業を実施した。

また、補助事業については「養殖水産動物保健対策推進事業」により、全国統一的な基礎的な防疫対策として魚類防疫対策を実施したほか、出荷前の養殖魚に対する医薬品残留検査等を内容とする水産用医薬品対策を実施するとともに、有効な治療対策が確立されて

いないウイルス病等に対し関係都道府県による重点的な防疫対策を推進する新型伝染性疾病対策を実施した。

さらに、水産資源保護法を運用し、我が国に侵入した場合、多大な被害をもたらすおそれのある伝染性疾病の侵入防止に努めた。

これまでのところ、こいの稚魚、さけ科魚類の発眼卵、及び稚魚、くるまえばし属のえび類の稚えびが許可を要する水産動物種苗として指定された。

8 海洋水産資源開発センター

海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号）に基づき政府と民間の出資により昭和46年7月1日に認可法人として設立された。

(1) 目 的

海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための調査並びに情報又は資料の収集及び提供等の業務を行うことを目的とする。

(2) 業 務 内 容

ア 海洋の新漁場における漁業生産の企業化のための調査

国等が行った魚種分布、海洋環境等の基礎調査及び既往文献等の情報に基づき、企業ベースで漁業生産活動を行うのに必要な漁場条件、漁獲方法、漁獲物の商品価値及び採算性等を明らかにするための企業化調査を実施する。

イ 海洋の漁場における新漁業生産方式であって漁業団体等のみではその企業化を図ることが著しく困難なものの企業化のための調査

新たな操業技術の総合的な導入等により、省人化、漁労の効率化を図るとともに、海洋水産資源の有効利用を図るための新操業形態の実証化調査を実施する。

ウ 海洋の漁場の生産力の増進又は利用の合理化を図るための水産動植物の生育環境、漁業を営む者による利用状況及びその他の海洋の漁場の自然的経済的条件の現状及びその改善の可能性に関する総合的な調査

我が国沖合海域の高度利用を図るため、浮魚礁を利用して造成された漁場の合理的利用手法の確立を図るための調査や沖合海域の再開発のための基礎調査、さらには沖合漁業資源について資源管理型漁業を推進するため総合調査を実施する。

エ 海洋水産資源の開発及び利用の合理化に関する情報又は資料の収集及び提供

諸外国の調査船の調査情報、漁船の操業情報等を収集、提供する。また、海洋水産資源に関する海外文献

を提供する。

オ 前述ア、イ、ウ及びエの業務に附随する業務

カ 前述ア、イ、ウ、エ及びオのほか、センターの目的を達成するために必要な業務

キ 受託事業

委託を受けて、海洋生物資源の合理的な保存、管理及び利用のために必要な調査並びにこれらの調査を行う者の養成及び確保を行う。

(3) 資 本 金

センターの資本金は、設立時国1億円、民間1億円の合計2億円で構成されていたが、その後民間より増資が行われ、10年度末現在民間出資金合計は1億8,920万円となっている。

(4) 国 の 助 成

10年度、国はセンターに対し44億7,461万円を助成した。

(5) 組 織

2部4課、役員6名（常勤3、非常勤3）、職員28名より成っている。

(6) 10年度の事業実施概要

10年度におけるセンターの企業化調査等の結果の概要は表5のとおりである。

9 漁場環境の保全等

(1) 漁獲の自主規制等が行われている水域において水銀等による魚介類の汚染状況を監視するための魚介類汚染水域監視・指導調査、全国的主要漁場で漁獲される魚介類中のダイオキシン類等の蓄積状況を把握するための特定有害物質魚介類汚染実態詳細把握等調査、魚介類へのこれらの物質の蓄積メカニズムの解明に資する基礎資料を得るための調査等を実施した。

また、二枚貝等の毒化現象に対処するため、新たに毒化及び解毒機構の解明、スクリーニング手法を導入したモニタリング手法等の研究・技術開発を実施するとともに、道府県が実施する貝毒に関するモニタリング調査等について助成した。

(2) 集中的に立地された発電所の取放水が広範囲にわたる海域の環境、生物及び漁業へ与える影響を把握するための発電所取放水広域漁業影響調査及びミチゲーションの事例把握や実態調査、及び事業実施に際しての指針の策定を行う漁場環境修復推進調査を実施した。また、各種開発事業に伴う漁場環境に対する影響を適切に予測評価するための漁場環境評価メッシュ図作成等事業について助成した。

(3) 漁業公害の防止及び漁業被害の軽減を図るため、漁場監視、漁場油濁防除のための汚染防止機材の

表 5 平成10事業年度企業化調査等の概要

漁 業 種 類 (新漁場開発調査事業)	使用船舶 (トン)	調査海域	主要漁獲魚種	製品量	概 要
まぐろはえなわ	開発丸(489)	太平洋東部海域	めばち, きはだ	154トン	ハワイ東方及びペルー沖にてメバチ主体の漁場を確認
ま き 網	日本丸(760)	熱帯インド洋海域	かつお, きはだ	2,282トン	チャゴス東方公海域においてカツオ主体に漁場形成を確認
ま き 網	第18太神丸(349)	熱帯太平洋中部海域	かつお, めばち	3,394トン	ナウル, キリバス, マーシャルの200海里内でカツオ主体に漁場形成を確認
い か 釣	第3新興丸(478)	南大西洋西部海域	まついか	372トン	アルゼンチン200海里内で同国漁業研究所と共同調査を実施
い か 釣	第31寶来丸(276) 第63富士丸(348) 第3新興丸(478)	北太平洋中部海域	あかい	464トン	暖水の張り出し先端部を中心に好漁場の形成を確認
か つ お 釣	第18日之出丸(359)	太平洋西部海域	かつお, びんなが	725トン	タスマン公海域のガスコイニ海山でトロカツオの漁場形成を確認
(深海漁場開発調査事業)					
遠 洋 底 び き 網	深海丸(3,395)	北大西洋西部海域	からすがれい, あかうお	613トン	NAFO 3 区及び30区海域においてカラスガレイ, アカウオを好漁
(新操業形態開発実証化事業)					
ま き 網	平成丸(965) (1ヶ統2隻)	東シナ海、黄海	あじ類, さば類	2,819トン	新操業システムに関する習熟が進むとともに鮮度保持能力, 操業効率等が向上
ま き 網	北勝丸(286) (1ヶ統2隻)	北部太平洋海域	かつお, まぐろ類, さば類, いわし類,	8,963トン	運搬船を導入したことにより単船操業時に比べ漁獲量が増加
沖 合 底 び き 網	第2星徳丸(124)	北海道周辺海域	いとひきだら, きちじ, めぬけ, すけとうだら	1,256トン	パラカイトを用いた網の導入により省人化
(沖合漁場等総合開発調査事業)					
沖合造成漁場有効利用調査事業	第18太幸丸(69)	北太平洋西部(日本沖合)海域	かつお, きはだ, めばち	261トン	南西諸島東側に浮魚礁を増設, 有望漁場の形成を確認
沖合漁場等総合再開開発調査事業					
資源管理型沖合漁業推進総合調査	第1勢力丸(19) 宝栄丸(50)	東シナ海海域	あまだい	14トン	釣り針サイズによる漁獲サイズと総漁獲金額の関係を調査
	第8明神丸(158)	日本海海域	べにずわいがに	82トン	中国との民間交流を支援
	金吉丸(14) 権現丸(16) 第8長仁丸(14) 第2佐光丸(19) 第3栄勝丸(18) 第38司丸(19)	日本海海域	するめいか	17トン	船上灯光力と漁獲量との相関を検証

整備を図るとともに、海と魚の健康診断の調査等を行う漁場保全対策推進事業について助成を行った。また、映画、テレビ等を用いて環境と調和する漁業の必要性についての啓発普及を行った。さらに、油汚染事故による漁業被害を最小限にするため、我が国周辺水域の漁業関連情報を調査・収集し、油汚染漁業影響情報図等を作成するとともに、水産庁漁業取締船に油回収資機材を整備した。このほか、漁場・海岸の美化運動を全国的に展開するとともに効率的な海浜及び漁場の美

化を総合的に推進するための計画策定、指導員の養成、廃棄物の除去等を行う漁場環境保全総合美化推進事業について助成した。また、沿岸域の環境改善の方策の1つとして生物の環境浄化作用を有効に活用するための諸条件を調査、検討した。さらに、不要となったFRP漁船等、漁業系資材の有効利用を図るためのリサイクルシステムを構築するため必要な調査研究を行った。

(4) 赤潮の発生防止及び赤潮による漁業被害防止の

ため、シャットネラ等赤潮の発生予察技術の開発、赤潮殺滅微生物を利用した赤潮被害防止技術の開発及び赤潮・貝毒情報ネットワークシステムの充実を行う赤潮対策技術開発試験とともに、赤潮による魚介類へい死防止の技術開発試験を実施した。また、道府県が実施する赤潮発生に関するモニタリング調査及び情報伝達体制の整備について助成した。

(5) 原因者不明の油濁事故による漁業被害の救済と漁場の保全を図るため(財)漁場油濁被害救済基金が実施する救済事業等(審査認定事業、防除清掃費の支弁、油濁被害防止対策事業)に対し助成した。また、赤潮被害救済防止対策として、養殖共済の赤潮特約に係る共済掛金の一部を助成した。

(6) 生態系全般に配慮した漁場・海洋環境の維持、修復及び創造を推進するための基本構想(「マリン・エコトピア21」構想)に基づき、藻場・干潟の回復により環境改善が見込まれる地域等(平成10年度は5地域)において、地域ごとに全体計画(マスタープラン)を策定した。

10 水産動植物の保護

(1) 「データブック」の掲載種について、保護手法の検討を進めるため、緊急性の高いものから現地調査及び増殖保存試験等を実施した。また、海亀及びりゅうきゅうあゆの保存のための基礎調査を実施した。

(2) 生態系全体の保存のため、海の生物生産機能の解明と森や水田の海の水生生物に及ぼす影響について調査を行うとともに、海砂採取による海洋生態系への影響について調査を行った。

第2節 つくり育てる漁業の推進

1 栽培漁業振興対策

栽培漁業は、沿岸水産資源の維持増大施策の重要な柱として、38年度以降瀬戸内海に国の栽培漁業センターを設置し、主に種苗生産、放流等の栽培漁業の技術開発を実施してきた。52年度からは栽培漁業の全国発展を図るため海区毎に整備することとし、7年度までに16か所の栽培漁業センターが整備された。

さらに国の技術開発の成果をもとに種苗生産を行う県営栽培漁業センターの基本施設の整備(48～58年度全国37か所)に引き続き、増強施設の整備(55～63年度全国32か所)、拠点施設の整備(60年度から)、

新技術導入施設の整備(平成元年度から)、海区拠点施設の整備(平成6年度から)及び種苗生産環境改良施設の整備(平成9年度から)が進められている。

(1) 国の栽培漁業センター

ア 栽培漁業技術開発事業

国の栽培漁業センターにおける技術開発事業は、委託費20億9,896万円をもって引き続き社団法人日本栽培漁業協会に委託し、全国16か所の栽培漁業センター(厚岸、宮古、南伊豆、能登島、小浜、宮津、屋島、玉野、伯方島、百島、上浦、古満目、志布志、五島、奄美、八重山)において、ひらめ、しまあじ等の種苗生産及び放流の基礎技術の開発等を実施した。

イ がざみの種苗生産事業

国の補助事業により、社団法人日本栽培漁業協会が玉野事業場において、がざみ種苗1,248万尾を生産し、9県に配布した。

ウ 施設整備事業

施設整備は、予算額11億円で疾病防除施設のほか、既設事業場の施設整備、更新、保全等の工事を行った。

(2) 都道府県に対する補助

ア 県営栽培漁業センターの整備

栽培漁業センターの種苗生産能力の増強及び効率化を図るため、新たな技術を総合的に応用、導入した新技術導入等施設整備及び拠点施設整備に9億2,466万円(補助率4.5/10)を補助した。

イ 技術開発

都道府県における栽培漁業の技術開発を促進し、栽培漁業の計画的な推進を図るため、国費3億1,624万円(補助率1/2)をもって、放流技術開発事業、特定海域新魚種定着促進技術開発事業などの技術開発に補助した。

(3) 漁業者に対する補助

漁業者が「種づくり」を一般的に行い、栽培漁業の定着化を図るため、栽培漁業事業化総合推進事業を計画的に実施することとし、4億7,921万円(補助率1/2, 4/10, 1/3)を補助した。

また、自然的条件、社会・経済的制約により「つくり育てる漁業」の推進に遅れがみられる地域における栽培漁業の地域への定着を図るため、特定海域栽培漁業定着強化事業を実施することとし、種苗生産、中間育成等の栽培関連施設の整備に対して、国費4億9,177万円(補助率1/2, 4/10, 1/3)を補助した。

(4) 社団法人日本栽培漁業協会に対する助成

社団法人日本栽培漁業協会については、前記のがざみ種苗生産事業のほか、協会の体制を強化するための活動等を含め2億2,673万円(補助率 定額, 10/10,

9/10, 6/10, 1/2, 4.5/10) を補助した。

2 海面養殖業の振興対策

国際的漁業情勢が厳しくなる中で、我が国漁業における沿岸域の漁業生産の重要性はますます高まっている。その中で海面養殖業は、国民の水産物の高級化・多様化のニーズに対応して発展を続け、養殖業を含む沿岸漁業全体の生産額の半分近くを占めるまでに成長しており、地域によっては中心的な産業になっている。しかしながら、近年は多くの養殖生産物で供給過剰等による魚価の低迷が見られ、また、養殖漁場環境の悪化、マイワシ資源の減少による餌料供給環境の激変、養殖生産の国際化、自由貿易の進展など、厳しい情勢が山積している。このような問題点を克服し、海面養殖業が水産物の安定供給と沿岸地域の振興に貢献し続けるためには、国民の信頼を受けつつ養殖を持続的に推進できる体制づくりが必要である。

こうした状況を踏まえ、消費者ニーズの高級化・多様化に対応した安全な養殖生産物を安定的に供給し、豊かな食生活の実現と漁村地域の活性化を図るため、各種の対策を講じているところである。

10年度は、種苗生産から出荷に至る養殖行程にHACCPの概念を導入した品質管理マニュアルの作成に新たに着手した。

また、引き続き、海面養殖業の経営の高度化を図るため、地域の特性に即した、生産から流通に至る様々な過程の推進計画を策定し、その実現に向けて、コスト低減、飼料対策、機器のリース等による省力化、漁場環境の保全等の方策を総合的に実施した。

このほか、個々の養殖漁場の実態にあわせた環境管理に必要な指標設定と漁業者による自己測定のための手法の確立、養殖業における省力化技術の開発、安価で高効率なドライペレット（配合飼料）の開発及び公定規格の策定のための試験、養殖用に特化した人工種苗の量産技術の開発、外国産種等の新魚種の適正な飼育方法の開発、日本海・北日本地域の海域特性に適合した養殖対象種の養殖技術の普及・実用化、地域の特色を活かした新しいタイプの養殖産地の育成、養殖生産物の安全性に関する知識等の養殖業者・消費者への啓発・普及、高品質なアコヤ貝の生産基盤の強化を実施した。

表6 10年度海面養殖業関連予算（単位：千円）

海面養殖業高度化事業	446,883
魚類養殖対策調査（内水面分を除く）	159,401
養殖新技術開発事業（内水面分を除く）	54,530
養殖生産物安全対策事業（内水面分を除く）	14,928

漁網防汚剤安全適正利用手法の開発	16,038
高品質アコヤ貝育成促進事業	54,900
養殖漁場適正配置モデル実証事業	31,684

3 第4次沿岸漁場整備開発計画の概要

沿岸漁業の生産の基盤である沿岸漁場の計画的整備開発を図るため、沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）に基づき、6年度に策定された第4次沿岸漁場整備開発計画により実施している。その概要は、次のとおりである。

(1) 計画期間 平成6～平成13年度（8年間）

(2) 事業費

魚礁設置事業	1,600億円
増養殖場造成事業	2,300億円
沿岸漁場保全事業	300億円
調整費	1,600億円
地方単独事業等	200億円
合 計	6,000億円

なお、第4次沿岸漁場整備開発計画の進捗状況（10年度）は、事業費3,273億円で、調整費等を除く計画額4,200億円に対する進捗率77.9%である。

4 魚礁設置事業

(1) 並型魚礁設置事業

沿岸漁場の生産力の増大を図るため、主として共同漁業権水域内に、小規模（おおむね1,200空^m）な魚礁を設置する事業にあって、10年度においては、137か所を実施し、19億900万円を助成した。

(2) 大型魚礁設置事業

沿岸漁場の拡大等を図るため、沿岸地域に存在する天然礁の周辺に、大型（おおむね2,500空^m）の魚礁を設置する事業にあって、10年度においては、142か所を実施し、47億7,400万円を助成した。

(3) 人工礁漁場造成事業

従来漁場形成のなかった海域において、天然礁に匹敵する独立した人工礁漁場（おおむね3万空^m）を造成する事業にあって、10年度においては、62か所を実施し、39億2,500万円を助成した。

(4) 浮魚礁設置事業

主として回遊性魚類の増集及び生育を効率的に行うため、一定の耐久性を有する人工的な浮体構造物等を設置する事業にあって、10年度においては、4か所を実施し、3億7,500万円を助成した。

5 増養殖場造成事業

(1) 地先型増殖場造成事業

適切な漁場管理とあいまって、積極的な資源量の増大を図るため、うに、あわび等定着性有用水産生物の発生、生育に適した環境を整備するため、事業に必要な調査及び事業を実施した。その助成内訳は、次のとおりである。

地先型増殖場造成事業調査費補助 3 か所 2,700万円

地先型増殖場造成事業費補助 88か所 54億8,700万円

(2) 広域型増殖場造成事業

適切な漁場管理とあいまって、積極的な資源量の増大を図るため、魚類等定着性以外の有用水産生物の発生、育成に適した環境を整備するため、事業に必要な調査及び事業を実施した。その助成内訳は、次のとおりである。

広域型増殖場造成事業調査費補助 9 か所 5,950万円

広域型増殖場造成事業費補助 98か所 69億1,900万円

(3) 人工湧昇流漁場造成事業

適切な漁場管理とあいまって、海域の基礎生産力の増大を図るため、底層の栄養塩を表層まで上昇させる構造物を設置する事業であって、10年度においては、2 か所を実施し、1 億9,200万円を助成した。

(4) 養殖場造成事業

内湾及び浅海域の未開発の養殖適地に、消波施設の設置、水路掘削等により養殖場を造成する事業であって、10年度においては、13か所を実施し、19億1,200万円を助成した。

(5) 海域開発基幹事業

海域総合開発計画の基幹となる事業として、大規模(15万空³m以上)な魚礁漁場の造成(海域礁設置事業)及び大規模な藻場等の造成(磯根漁場造成事業)を行い、海域の生産力を最大限に高めるための事業であって、10年度においては、10か所を実施し、10億2,100万円を助成した。

6 海域高度利用システム導入事業

海域を立体的かつ高度に利用するため、新しい技術を用い海域の生産性の向上を図るための事業であって、10年度においては、1 か所を実施し、5,800万円を助成した。

7 沿岸漁場保全事業

公害等の原因により漁場としての効用の低下している沿岸漁場において生産力の回復を図るため、漁場のしゅんせつ、作れい、水路の掘削、藻場の造成等を行

う大規模漁場保全事業及び事業の実施に必要な調査並びに漁場のたい積物の除去、耕うん、覆土、藻場の造成等を行う小規模漁場保全事業を内容とする沿岸漁場保全事業を実施した。その助成内訳は、次のとおりである。

小規模漁場保全事業費補助 36か所 3 億7,400万円

沿岸漁場保全事業調査費補助 4か所 2,500万円

大規模漁場保全事業費補助 26か所 20億8,700万円

8 沿岸漁場適正利用促進事業

既存の施設について、その機能の増大又は回復を図るための局部改良又は補修の事業を実施した。その助成内訳は、次のとおりである。

沿岸漁場施設改良事業費補助 2か所 1 億3,850万円

沿岸漁場施設補修事業費補助 3か所 1 億9,850万円

9 沿岸漁場総合整備開発基礎調査事業

事業の一層の計画的、効率的な推進を図るための、海域での事業実施に当たっての基礎的知見の整備を図るための調査であって、10年度においては、6 か所を実施し、3,250万円を助成した。

第3節 漁業従事者対策

1 漁業労働力の確保等

漁業就業者の確保育成を組織的かつ有機的に行うため、中央及び都道府県に漁業就業者確保育成のための体制を整備したほか、漁業労働力需給情報の収集・提供、人材育成等を行う事業に対し助成した。

また、沖合・遠洋漁業に従事する者の望ましいライフスタイルの事例を提供し、漁業者の生活設計に資するために漁業離職者の生活実態等について調査した。

2 沿岸漁業者等福祉対策事業

漁業労働力を安定的に確保するとともに、沿岸漁業者等の福祉対策の推進を図るため、全国共済水産業協同組合連合会が56年度から発足させた自主的な全国規模の漁業者老齢福祉共済の業務運営及び加入促進活動の円滑化と漁業者の老後の福祉向上を図るための知識の普及等を行うのに要する経費について助成した。